

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から43年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から43年9月まで

私は、結婚後しばらくしたころ、地区の会合で国民年金に加入するよう勧められたので、その場で加入した。

その後の国民年金保険料の納付については、地区の係が保険料を集金に来て、国民年金手帳にスタンプを押していたことや、一度、係が集金に来たときに手持ちのお金がなくて、義妹に立て替えてもらったことを覚えているので、申立期間が国民年金に加入していない期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、地区の集金担当者が毎月集金に訪れていたこと、当時所持していた国民年金手帳の状況(色、記載された内容、手帳に押されたスタンプの形状等)及び国民年金保険料の額等を詳細かつ具体的に記憶しているところ、これらの記憶は、当時のA市における国民年金保険料の納付方法や国民年金手帳の色、形状及び国民年金保険料額等と一致しており、申立人の主張に不合理な点は見られない。

また、申立人の義妹は、「たまたま姉の家を訪れた際に集金係が来たが、姉は手持ちのお金が無いとのことであったため、保険料を立て替えたことがある。」旨を証言している。

さらに、A市に保管されている国民年金被保険者名簿によると、申立人の夫は、昭和28年4月から43年9月まで継続して厚生年金保険の被保険者であったにもかかわらず、35年10月に国民年金被保険者資格を取得した上、38年4月に同資格を喪失したとされており、当該得喪記録が取り消

された事跡も確認できないなど、不適切な事務処理があったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を16万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月1日から55年10月1日まで

私は、A基金からの通知により、B社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額について、同基金の記録は16万円とされているのに、社会保険庁(当時)の記録は12万6,000円とされており、一致していないことを知った。

申立期間について、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A基金が保管する昭和54年10月の厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届(以下「算定基礎届」という。)及びB社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(以下「決定通知書」という。)には、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の決定額は16万円と記載されていることが確認できる。

また、当該基金では、「申立期間当時の算定基礎届は5枚複写の様式を使用しており、事業所は1枚目から3枚目までの届書を基金へ、4枚目と5枚目の届書を社会保険事務所(当時)へ提出していた。」としており、B社は、当該基金へ提出したものと同様の算定基礎届を社会保険事務所へ提出したことが認められる。

一方、前述の昭和54年10月の算定基礎届において、標準報酬月額が当初2万6,000円と記載された後、16万円に訂正されていることが確認でき、また、申立事業所が保管する前述の決定通知書においては、標準報酬月額が当初2万

6,000円と記載された後、12万6,000円、26万円と複数回に渡って訂正され、最終的に当該基金と同じ16万円と記録されていることが確認できること、当該基金及び事業所が保管する申立期間直後の昭和55年10月の算定基礎届及び決定通知書には、申立期間に係る標準報酬月額を示す「従前の厚年の額」欄に16万円と記載されていることが確認できることから判断すると、申立期間の標準報酬月額について、当時、社会保険事務所は、複数回に渡って記録の訂正が行われたものの、16万円であったと認識していたものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人のB社における昭和54年10月から55年9月までの期間の標準報酬月額は16万円とする届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、16万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和53年9月1日に、資格喪失日に係る記録を54年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月1日から54年3月1日まで

私は、昭和53年8月29日から54年2月28日までの期間において、A社に勤務し、給与支払明細書でも、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している申立事業所における昭和53年9月から同年11月までの期間並びに54年1月及び同年2月の給与支払明細書、さらに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間において、申立事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する昭和53年9月から同年11月までの期間並びに54年1月及び同年2月の給与支払明細書に記載された厚生年金保険料の控除額から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が加入する厚生年金基金において申立人の加入記録が確認できない上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見

当たらず、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 53 年 9 月から 54 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和63年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立期間について、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和63年4月1日にA社に入社したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年7月1日と記録されている。

厚生年金基金加入員資格の取得日は昭和63年4月1日と記録されており、厚生年金基金と社会保険事務所の記録が一致していないので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間において、申立事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、申立人は昭和63年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨記載されていることが確認できるとともに、当該決定通知書に同年8月1日付けで社会保険事務所の受付印が確認できる上、当該記録について、さかのぼって訂正された形跡などの不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人が保管する「厚生年金基金加入員証」及び申立事業所が保管する「厚生年金基金加入員資格取得および標準給与決定通知書」において、

申立人は、申立事業所において、昭和 63 年 4 月 1 日に厚生年金基金加入員の資格を取得した旨記載されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が、昭和 63 年 4 月 1 日に A 社における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立事業所が保管する申立人の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和54年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和47年4月1日から平成13年12月31日までの期間において継続してA社に勤務していた。

しかしながら、社会保険事務所（当時）に照会したところ、同社B支店から同社C支店に転勤する際の昭和54年6月に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

私は途中で会社を退職したことは無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、同社本社及び同社B支店の供述並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和54年7月1日に、A社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和54年5月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

は、「申立人の人事異動に伴い、A社B支店において、厚生年金保険被保険者資格の取得日を誤った日付けで届出を行ったものと推測される。」旨供述しており、事業所が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書」により、同社B支店における申立人の資格喪失日が昭和54年6月30日、同社C支店の資格取得日が同年7月1日と記載されていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 11 日から 40 年 12 月 31 日まで

私は、申立期間当時、A 県 B 市にある C 社の下請会社である D 社で私の父と一緒に工場を建設する業務に従事したことを覚えているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録では、昭和 40 年 4 月 4 日から同年 9 月 18 日までの期間について記録の存在が確認できるものの、事業所名が不明であることから、申立人が申立期間において D 社の業務に従事していたことが確認できない。

また、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によると、D 社は、申立期間後の昭和 48 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認でき、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、当該事業所名簿から、申立事業所は昭和 61 年 11 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の人事記録等の関連資料は無い上、事業主は死亡しているほか、従業員についても所在不明のため、申立人の申立事業所での厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

加えて、元事業主の妻は、「当社は戦争中から業務を行っていたが、先代の社長が死亡した昭和 47 年に私の夫が会社の経営を引き継いで法人化し、その後、昭和 48 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所としての届出を行った。

同日以前の期間については、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人及び申立人が一緒に勤務したと主張している申立人の父の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い上、オンライン記録から、申立期間においても申立人及び申立人の父について厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書及び所得税源泉徴収票等はない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。